

条例の概要

①目的(第1条)

被保護者等住居・生活サービス等提供事業に対し必要な規制を行うことにより、その事業を行う者の被保護者等の処遇についての不当な行為を防止し、もって被保護者等の生活の安定及び自立の助長を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

②内容

定義(第2条)： 2人以上の被保護者等に住居・生活サービス等を提供する事業を行う者

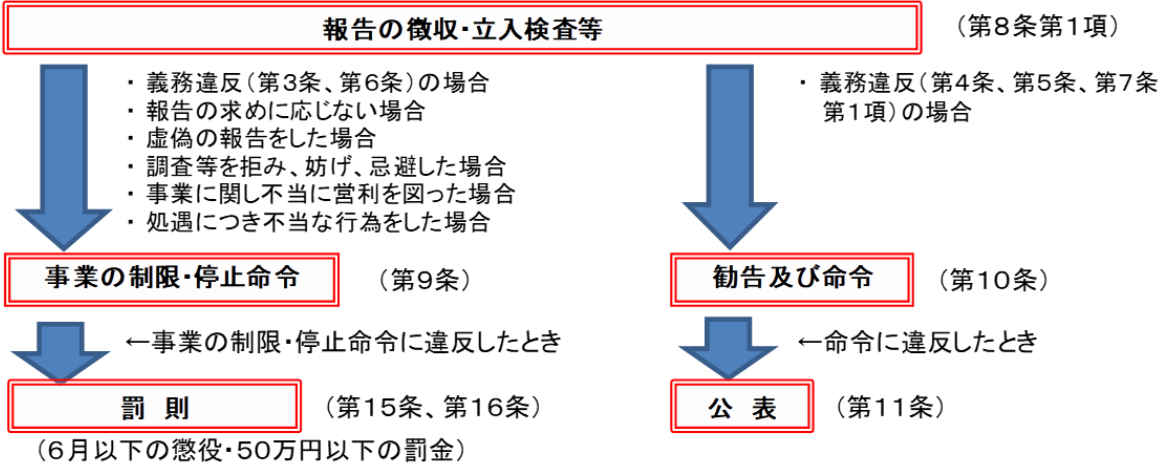
条例の
対象

- 法令による規制の及ばない事業者が対象
- 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する無料低額宿泊所(5人以上)は適用外となることから、具体的には、4人以下の小規模施設などが対象

(事業者の義務)

- ◆ **届出** (第3条)
・事業開始の日から1月以内に、県に届出
- ◆ **契約の解除に係る規制** (第4条)
・被保護者等が住居等に関する契約を解除する場合、予告をすれば1月以内で契約の解除が可能
・事業者が正当な事由があると認められる場合に契約を解除する場合、少なくとも6个月前に予告が必要
・被保護者等が生活サービス及び金銭等管理サービスに関する契約の解除の申し入れをしたときは、直ちに解除が可能
- ◆ **契約締結前の重要事項の説明** (第5条)
- ◆ **契約締結時の書面の交付** (第6条)
- ◆ **虐待防止の取組の推進** (第7条第1項)

(県による検査等)



③施行日 平成26年10月1日